

# 1 計画策定の根拠について

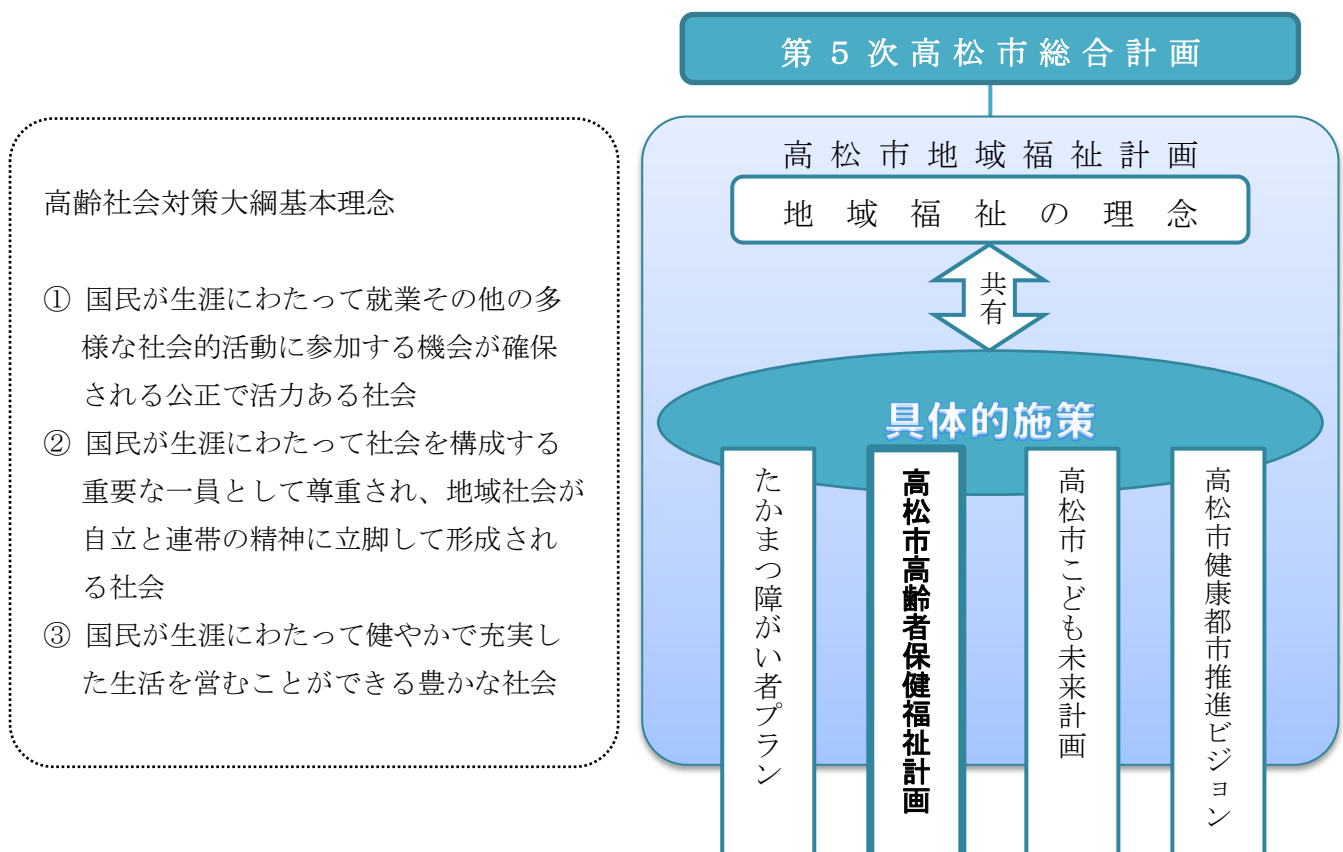
## (1) 高齢者保健福祉計画の概要

高松市高齢者保健福祉計画は、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体のものとして作成したものであり、介護保険法第117条において介護保険事業計画は3年を1期と定められているため、平成27年度～平成29年度を計画期間とする、「第6期高松市高齢者保健福祉計画」を、平成27年3月までに策定することとされている。

本計画は、高齢社会対策大綱の基本理念を取り入れるとともに、本市の総合計画である「第5次高松市総合計画」の分野別計画の性格を持つものであるため、総合計画やまちづくり戦略計画等との整合性を図りながら、施策の総合的かつ計画的な推進を図るものとする。

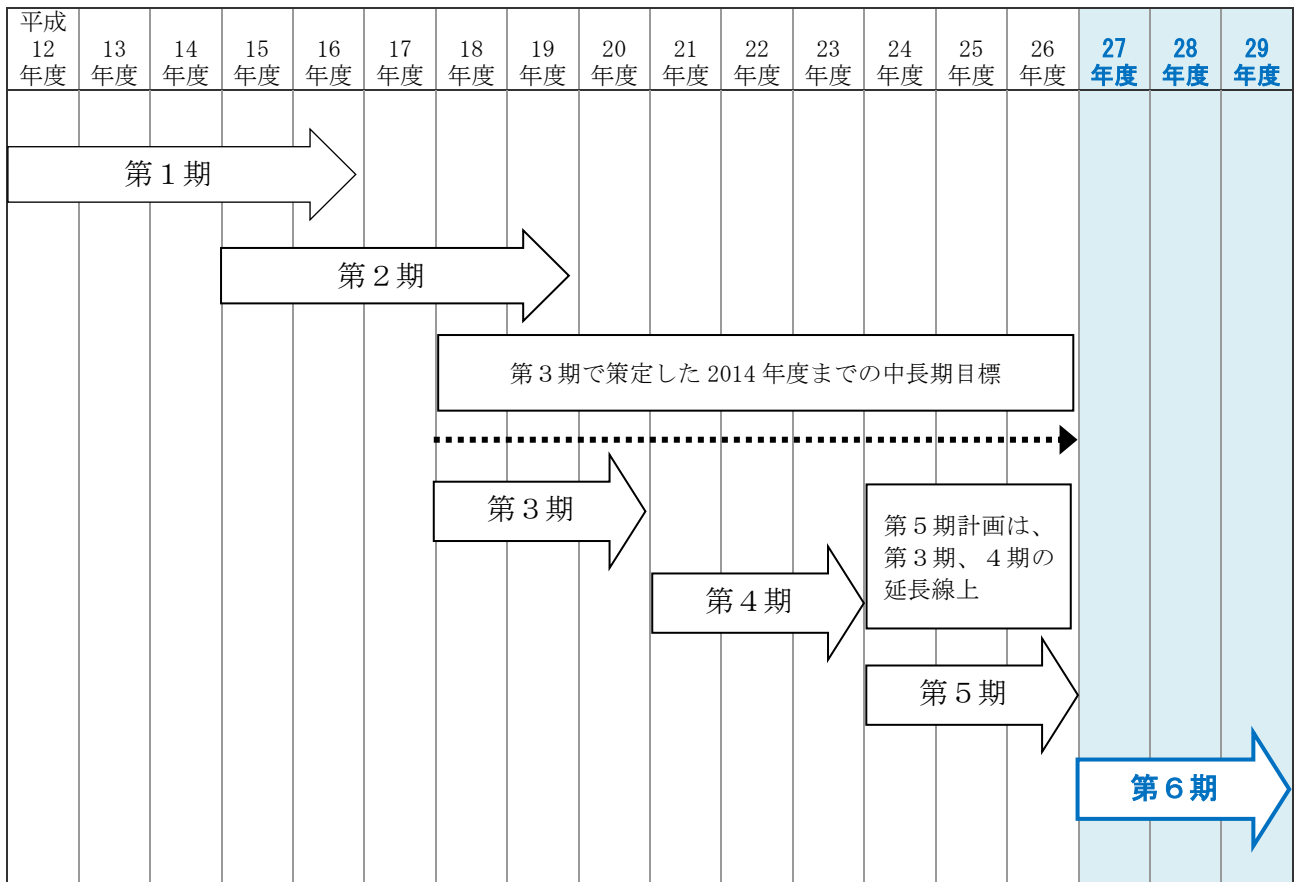
高松市高齢者保健福祉計画

- ◎老人福祉計画（老人福祉法第20条の8）  
老人福祉計画は、介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。  
（老人福祉法第20条の8第7項）
- ◎介護保険事業計画（介護保険法第117条）  
介護保険事業計画は、老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。  
（介護保険法第117条第6項）  
介護保険事業計画は3年を1期とする。（介護保険法第117条第1項）



○ 第6期高松市高齢者保健福祉計画の期間

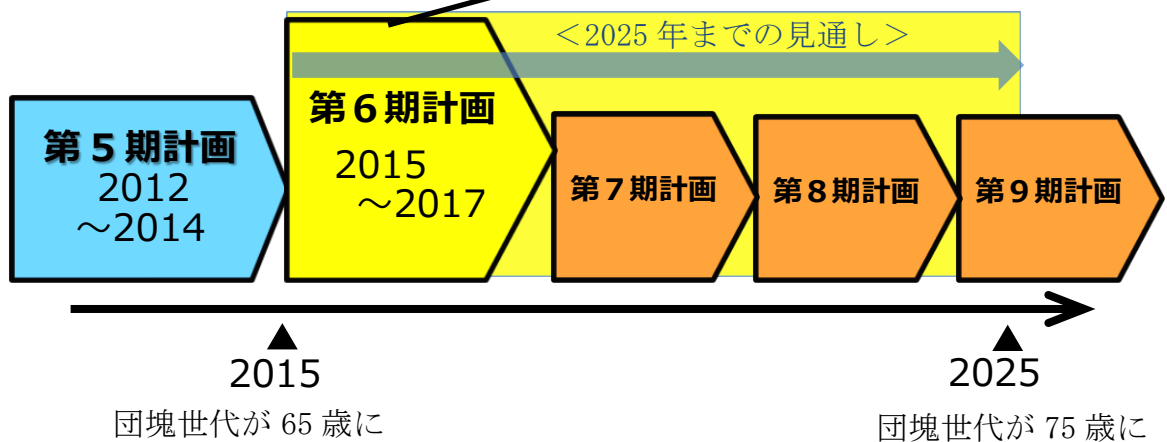
第6期高松市高齢者保健福祉計画：平成27年度から29年度までの3年間



※第1期及び2期については、5年を1期として、3年ごとに見直すこととされていた。

※第3期より、現行の3年を1期として策定している。

- 第6期計画以後の計画は、2025年に向け、第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を承継しつつ、在宅医療介護連携等の取組を本格化していくもの。
- 2025年までの中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計して記載することとし、中長期的な視野に立った施策の展開を図る。



## 2 第6期高齢者保健福祉計画の策定スケジュールについて

### ○ 第6期高松市高齢者保健福祉計画策定スケジュール

期 日	連絡会			調査会	協議内容	事務内容	
	本部会	政策会議	懇談会				
平成 26 年度	4月					<ul style="list-style-type: none"> <li>生活支援ソフト抽出データ提出 (他の保険者・地域間との比較分析)</li> <li>懇談会委員の委嘱</li> <li>特養入所申込者調査提出</li> </ul>	
	5月					<ul style="list-style-type: none"> <li>市内各所属に計画状況作成依頼 (実績及び計画)</li> </ul>	
	6月					<ul style="list-style-type: none"> <li>市内進捗状況取りまとめ</li> <li>施設整備量仮設定作業</li> </ul>	
	7月					<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険サービス見込量推計</li> <li>国から基本指針の提示、確定版 ワークシート配布</li> </ul>	
	8月	①本部会 8/7				<ul style="list-style-type: none"> <li>第6期高齢者保健 福祉計画基本理 念等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険サービス推計</li> <li>保険料ヒアリング</li> </ul>
			①政策会議 8/22				
				①懇談会 8/28			
	9月				教育民生調査会 9/19		
	10月						
	11月						<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険サービス見込量、保険 料の調整</li> </ul>
	12月	②本部会				<ul style="list-style-type: none"> <li>第6期計画の素 案、特養整備方 針、介護保険料</li> </ul>	
			②政策会議				
	1月			②懇談会		<ul style="list-style-type: none"> <li>第6期計画の素 案、特養整備方 針、介護保険料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画原案の公開</li> </ul>
					教育民生調査会		
<b>パブリックコメントの実施</b>							
2月	③本部会				<ul style="list-style-type: none"> <li>第6期計画最終 案、保険料の決定</li> </ul>		
			③懇談会				
		③政策会議					
3月	<b>計画の決定・公表（市長決裁）</b>					<ul style="list-style-type: none"> <li>県へ提出</li> <li>4月1日広報へ掲載</li> </ul>	

## ○ 計画の推進体制

### (1) 高松市高齢者保健福祉計画推進懇談会

計画策定に当たり、広く市民の意見を聴くため、学識経験者、保健・医療、福祉関係者、市民団体の代表者、介護保険者被保険者等で構成し、設置する。

### (2) 高松市高齢者福祉推進本部会

高齢者福祉に関する各種行政施策・事業の効果的かつ総合的な展開と柔軟な執行体制の確保を図るため設置する。

### (3) 高松市高齢者福祉推進連絡会

高齢者福祉に関する施策の総合的な検討及び推進、並びに各部局間における連絡調整、その他重要事項に係ることを調査研究するため、本部会に設置する。